



Q 会社の上司から「ばか野郎」「給料泥棒」などと叱責され、丸めたポストで、職務上の地位や人



で頭をたたかれるなどのパワーハラスメント(パワハラ)を受けています。どのように対応すればよいですか。相談窓口はありますか。

A 厚生労働省の提言では、職場

職場のパワハラ、一人で悩まないで

間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的苦痛・身体的苦痛を与えるまたは職場環境を悪化させる行為をいう」とされていいます。上司から部下に行われるものだけでなく、先輩・後輩間や同僚間などのさまざまな優位性が背景の場合も含まれます。

パワハラ自体を取り締まる法律はありませんが、民法上、会社が使用者責任や安全配慮義務違反を問われることもあります。

パワハラをされたら、

①パワハラをしている間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的苦痛・身体的苦痛を与えるまたは職場環境を悪化させる行為をいう」とされていいます。上司から部下に行われるものだけでなく、先輩・後輩間や同僚間などのさまざまな優位性が背景の場合も含まれます。

②パワハラをしてい

③パワハラをされた

④社内外の相談窓口

また、労働局や各労働基準監督署内にある総合労働相談コーナーへ相談すれば、会社に対する助言などを行い、解決を促すなどの対応をとることができます。

相談窓口：鳥取労働局総合労働相談コーナー

電話 0857-22-7000